

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

第 643 号 この資料は全部お読みいただいて 3 分です。

### 今回のテーマ： 新リース会計基準の適用準備

2024年7月16日開催の第529回企業会計基準委員会において、仮に新リース会計基準が2025年3月より前に最終化される場合、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から新リース会計基準を適用することが提案されました。リースの会計処理をシステム対応する場合には一定の開発期間を要すると考えられることや税制対応などに懸念も示されましたが、事務局提案に対する大きな反対意見は聞かれませんでした。

#### リース会計基準の見直し

2016年に国際財務報告基準(IFRS)及び米国会計基準が改正され、オペレーティング・リースを含むすべてのリースについて、借手は資産及び負債を計上する(以下、「オンバランス処理」という)こととなりました。これにより、オペレーティング・リースを借手がオンバランス処理していない我が国の会計基準との間に著しい差異が生じ、国際的な比較において議論が生じる可能性があることを受け、2023年5月に新リース会計基準の公開草案が公表されました。

#### 新リース会計基準(案)の概要

すべてのリースを借手がオンバランス処理することを提案しています。具体的には、リース期間におけるリース料総額の現在価値をリース負債として計上し、これに付随費用を加算した額を使用権資産として計上します。オンバランス処理した後は、使用権資産は減価償却を行い、リース料の支払いは、リース負債に対する支払利息とリース負債元本の返済に区分して処理します。

なお、リースの範囲とリース期間については留意が必要です。リースの範囲については、現行実務ではリース契約のみをリース会計基準の対象と捉えるケースが多いと考えられますが、新基準(案)では、リース契約のみならず、賃貸借契約等であってもリースの定義を満たす限りは対象となることが明確化されました。また、リース期間については、契約期間のみならず、契約延長オプションを行使することが合理的に確実であれば、当該延長期間もリース期間に含むこととなりました。

#### 新リース会計基準(案)による影響例

本社オフィスを2年契約の月額家賃10百万円で賃借した場合において、今後の事業計画等を勘案すると契約を更新して5年間の継続使用が見込まれるときには、5年間分の家賃合計600百万円の現在価値532百万円(家賃は前払い、5%で割り引くと仮定)がオンバランス処理されます。賃借初年度は、使用権資産の減価償却費106百万円(定額法の場合)とリース負債に対する支払利息22百万円の合計128百万円が費用計上されるため、支払家賃を費用計上した場合の年額120百万円に比べて8百万円だけ費用が増えます(逆に、5年目は利息負担が軽減されるため、9百万円の費用が減ります)。また、キャッシュ・フロー計算書においては、120百万円が支払家賃として営業キャッシュ・フローに計上されていたのに対し、98百万円はリース負債の返済として財務キャッシュ・フローに計上されることとなります(支払利息22百万円は、採用している会計方針に応じて営業又は財務キャッシュ・フローに計上)。

#### お見逃しなく!

新リース会計基準が確定してから強制適用になるまで2年以上の準備期間があるとはいえ、基準の適用範囲となるリースを網羅的に洗い直したうえで、それぞれのリース期間を見積もるのには時間を要するため、早めの準備が肝要となります。また、リース負債の計上やこれに対する利息の計上により、計算上はD/Eレシオ(負債資本倍率)やDSCR(元利金返済カバー率)、インタレストカバレッジレシオ等の指標に影響を与える可能性があるため、これらの指標が借入金のコベナント条項に含まれている場合には、金融機関と事前に確認することをお勧めします。